

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第157号

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市武道センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

6,700
3,300
2,200
5,600
1,100

を

7,700
3,800
2,500
6,500
1,300

に、

「

1,100
1,100
50

を

1,300
1,300
60

に、「6,000」を

「6,900」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)